

誓約書兼同意書

私は、盛岡市農業生産資材価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給申請を行うにあたり、次に記載の項目について、誓約及び同意します。

なお、虚偽の誓約を行った場合又は同意した項目に違反した場合には、盛岡市長が支援金額を決定する前であれば、支援金の支給申請を取り下げ、既に支援金の支給を受けていた場合は、速やかに盛岡市長に支援金を返還します。

記

誓約及び同意項目
支援金の支給申請にあたり、盛岡市長に提出した支援金の関係書類、通帳その他の提出書類に記載の事項に虚偽のないこと
申請日において農業経営を行っており、支援金の支給後も農業経営を継続する意思があること
申請書に記載した肥料費、農薬衛生費及び飼料費は、農業に係る経費として所得税確定申告書等又は法人税確定申告書に添付する書類に記載し税務署等に申告した額と相違ないこと
盛岡市が行う支援金の関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
支援金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことに同意します
市が支給決定をした後、請求書等の不備による振込不能があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、請求書等の補正が行われない等の事由により令和7年12月31日までに支給ができなかったときは、申請が取り下げられたものとみなされることに同意します
支援金の支給申請及び支給に関わる情報については、支援金事業及び盛岡市が行うその他の事業等における適正な事務執行の確保等の理由により、警察その他の関係行政機関等の間において、共有される場合があることに同意します
既に支援金の支給が行われている者のうち、支援金の支給要件に該当しないこと又は盛岡市長が支援金の支給が不適切であると認める者であることが発覚した場合には、支給を受けた支援金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、盛岡市が支援金の支給申請及び支給に関わる情報等の公表等を行うことがあることに同意します
支援金の支給申請にあたり、盛岡市長に提出した支援金の関係書類、通帳その他の提出書類については、支援金の支給を受けた年度の翌年度から5年間保管し、盛岡市から求めがあるときは、速やかにこれを提出すること
暴力団（※）でなく、また、役員等が暴力団員（※）や暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、農業経営に暴力団や暴力団員が実質的に関与していないこと ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう
政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではないこと